

情個審 第 25 号

平成30年 2月 7日

茨城県公安委員会 御中

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

保有個人情報部分開示決定に対する審査請求について（答申）

平成29年11月30日付け茨城県公安委員会第409号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「物件事務報告書」部分開示決定に係る審査請求事案

(個人情報諮問第93号)

(個人情報答申第86号)

第1 審査会の結論

実施機関が行った部分開示決定において、別表の「不開示部分」欄に掲げる部分のうち「決裁欄の警部補以下の印影」及び「担当者欄の警部補以下の職員の氏名及び印影」以外の部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

平成29年3月6日、審査請求人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

私が特定の日を受けた交通事故（〇〇警察署扱い、交通事故証明書番号第〇〇〇〇〇号）について、警察官作成に係る物件事務報告書

2 実施機関の決定及び通知

平成29年3月15日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報として、審査請求人に係る特定の日 of 交通事故の物件事務報告書（以下「本件報告書」という。）に記載された保有個人情報を特定し、別表の「不開示部分」欄に掲げる部分について、同表「不開示理由」欄に掲げる理由により不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年6月21日、審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、茨城県公安委員会に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

「開示請求者以外の電話番号欄」及び「開示請求者以外の運転免許欄」（以下「事故相手方情報」という。）並びに「被害程度欄の被害金額」、「処理区分欄」、「身柄措置欄」、「事故概要欄」及び「見取り図欄」（以下「事故状況等情報」という。）に係る本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 事故相手方情報について

本件請求は、事故当事者である審査請求人が行ったものである。

事故発生時に臨場した警察官の指示に従って、事故当事者の氏名、住所、連絡先、運転免許証、自動車損害賠償責任保険証券及び車体検査証の確認をしたものであり、その方法として事故隣接地の大規模小売店内に設置された複写機によって、運転免許証、自動車損害賠償責任保険証券及び車検証の写しを作成し、相手方へ手交している。

したがって、事故相手方情報は、事故当事者においては既知の事項であり、不開示とするのは不当な決定である。

また、これを是認することは事故に臨場した警察官の指示が、違法な行政行為又は瑕疵ある行政行為と認めることになる。

「交通の教則」（警察庁交通局監修）にも、事故の状況等を警察官に報告し、その指示を受ける旨の記載があり、臨場した警察官は上記指示を両当事者にしており、これは交通事故における当事者間の確立された慣習でもあり、近年は機器の進歩によって、スマートフォンやデジタルカメラでの画像撮影で代替することも多い。

仮に、第三者が本件報告書の行政文書開示請求をした場合は、事故相手方情報の不開示決定は妥当と考えるが、事故当事者である審査請求人が開示請求している以上、事故当事者間で交換された既知の情報について、不開示とすることは不当な決定である。

(2) 事故状況等情報について

事故状況等情報は、本件事故の解決の指針となるものであり、事故当事者間で過失責任の割合を話し合いで解決できない以上、第三者たる実施機関が評した基準を用いて、最終的な過失割合の算定を合意するものである。

交通事故の解決基準として、保険会社間の交渉においては民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準全訂5判（東京地裁民事交通訴訟研究会編）に記述されたモデルを用いることが商慣習である。

このモデルは、基本過失相殺率の他に加減すべき修正要素の項目があり、保険会社等に対して、事故当事者が修正要素の加算を求める際に、不開示とされた情報はその一助となるものであり、交通事故の早期解決に多大な貢献をし得るものである。

それにもかかわらず、事故状況等情報が不開示とされると、過失相殺

において納得できない場合、民事訴訟の提起によって実施機関から該当文書を裁判所に嘱託送付申請して取り寄せる以外に、かえって交通事故の解決をいたずらに遅延させることになる。

いわゆる「物損事故」において、警察は「民事不介入」を理由に事故当事者間で解決を図るように促すが、第三者が作成した書類の中で、事件解決に重要な情報を不開示とすることは、かえって事件の解決を遅らせてしまうこともあり、この不開示決定は逆に「無意識のうちになされる民事介入」という結果を招いている。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、弁明書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件報告書について

本件報告書は、人の死傷を伴わない、物の損壊のみの交通事故に関して、事故当事者等から届出を受けた実施機関が、事故当事者から聴取した情報や発生日時・場所、交通事故捜査の初期段階における供述等に基づいて認定した事故状況、現場状況等を記録した文書であり、個人に関する情報と交通事故捜査に関する情報を記録した文書である。

2 事故相手方情報の条例第14条第3号該当性について

事故相手方情報は、実施機関が報告書に記載するために事故当事者から収集したものであり、第三者の個人情報である。

交通事故が発生した場合、事故当事者間で個人情報を伝え合うことがあるが、このことはあくまで事故当事者間における任意のことであり、伝え合う情報の範囲や内容を含めて、必ずしも相互に伝え合う情報とは言えない。また、昨今の通信手段の発達により、複数の連絡手段（局線電話、携帯電話、IP電話、メール等）を持っている場合があり、どのような連絡手段をとるかは当事者の任意によるものである。

また、必ずしも実施機関が収集した情報と事故当事者間で伝え合った情報が同一とは限らない。

したがって、たとえ事故当事者間で伝え合った既知の情報であったとしても、それが個別的な事情にとどまるものである以上、これらの情報が条例第14条第3号アの「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」とはいえず、第三者の個人情報として不開示としたものである。

なお、条例第14条第3号イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び条例第14

条第3号ウの「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当するとも認められない。

3 事故状況等情報の条例第14条第5号該当性について

一般的に犯罪捜査とは、各種情報等から捜査の端緒を取得し、これに基づきあらゆる捜査手法等を駆使して証拠を発見、収集、保全することによって犯罪性の判断や被疑者の特定を行うものである。

事故状況等情報には、交通事故捜査の過程で収集した情報から、犯罪性があるかどうかの判断に必要な着眼点や交通事故関係者からの事情聴取により判明した事項を、現場臨場した警察官が総合的に判断した結果等が記録されており、また、後日、交通事故関係者から診断書が提出され、人身事故となった場合には、改めて実況見分、関係者に対する取調べ等、必要な捜査を行い、事件を検察庁に送致することとなるが、その際の基礎資料となるものである。

したがって、事故状況等情報を開示することにより、捜査の初期段階における捜査の着眼点、捜査方針等が明らかとなり、交通事故の関係者等が交通事故発生原因等について自ら正当化し、又は自己の有利な内容に供述を変える等の対抗措置がとられるなど、事故当事者からの真の供述が得られにくくなり、真相の解明が困難となるなど、将来の捜査活動に支障が生じ、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められることから、不開示としたものである。

4 結論

実施機関は、以上のことを踏まえ、本件処分を行ったものであるから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分に係る保有個人情報について

本件処分に係る保有個人情報は、本件報告書に記載された保有個人情報であると認められる。

審査請求書の記載内容から、審査請求人は、事故相手方情報及び事故状況等情報について、本件処分の取消しを求めているので、事故相手方情報及び事故状況等情報の不開示情報該当性について検討する。

なお、実施機関が本件処分において「決裁欄の警部補以下の印影」及び「担当者欄の警部補以下の職員の氏名及び印影」を不開示としたことの妥

当性については、審査請求書の記載から、審査請求の対象とされていないことが認められるため、判断しない。

2 本件処分の妥当性について

(1) 事故相手方情報の条例第14条第3号該当性について

事故相手方情報は、本件報告書上、開示請求者以外の事故当事者の住所、氏名、生年月日等と併せて記載されていることから、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することは明らかである。

審査請求人は、事故相手方情報について、事故当事者においては既知の事項であり、不開示とするのは不当な決定である旨主張しているため、事故相手方情報の同号ただし書ア該当性について検討する。

同号ただし書アでは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知り、又は知ることが予定されている情報」については、同号の不開示情報から除外することとされている。ここで「慣行として」とは、事実上の慣習として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されているという趣旨であると解されているところ、開示請求者が当該保有個人情報と同種の個人情報を偶然知っていたとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、上記の「慣行として」には当たらないものと解される。

審査請求人は、事故現場では警察官の指示に従うことが確立した慣習であり、当該指示に従い、事故当事者間で個人情報を交換した旨主張するが、警察官の指示の後、事故当事者間で個人情報を交換したとしても、交換する個人情報の範囲や内容は、事故当事者が任意に決定するものであると考えられるため、事故当事者間で交換する個人情報と実施機関が収集する個人情報が同一であるとは限らず、事故当事者が事故現場において事故相手方情報と同一の個人情報を交換することが事実上の慣習になっているとまではいえないことから、事故相手方情報が上記の「慣行として開示請求者が知り、又は知ることが予定されている情報」に該当するとはいえない。このことは、仮に審査請求人が事故相手方情報と同一の個人情報を既に知っているとしても、同様である。

したがって、事故相手方情報は、同号ただし書アに該当せず、条例第14条第3号に該当すると判断する。

(2) 事故状況等情報の条例第14条第5号該当性について

同号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認める

ことにつき相当の理由がある情報を不開示情報と定めている。ここで「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」としているのは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、このような情報に該当するか否かについての実施機関の第一次的な判断を尊重する趣旨であると解される。

当審査会で見分したところ、事故状況等情報には、交通事故発生時の捜査の初期段階における実施機関の捜査の着眼点、捜査方針等をうかがい知ることができる情報が記載されていることが認められる。

これらの情報を開示すると、交通事故の関係者等に捜査の初期段階における実施機関の捜査の着眼点、捜査方針等が知られることとなり、その結果として、当該判断内容に応じた対抗措置が講じられ、真相の解明が困難になることが考えられることから、捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、事故状況等情報は、条例第14条第5号に該当すると判断する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、事故相手方情報及び事故状況等情報の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年11月30日	諮問受理
平成29年12月18日	審査（平成29年度第4回審査会第二部会）
平成30年 1月22日	審査（平成29年度第5回審査会第二部会）

別表

不開示部分	不開示理由
決裁欄の警部補以下の印影	条例第14条第3号 開示請求者以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため（他の情報と照合することにより、請求者以外の特定の個人を識別することができることになるものを含む。）
担当者欄の警部補以下の職員の氏名及び印影	
開示請求者以外の電話番号欄	
開示請求者以外の運転免許欄	
被害程度欄の被害金額	条例第14条第5号 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの
処理区分欄	
身柄措置欄	
事故概要欄	
見取り図欄	